

(別添1)

## 事業評価の結果（共通項目）

### 第三者評価の判断基準

福祉サービス種別 保育所  
事業所名（施設名） 長野市青木島保育園

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b)	1	理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○公立保育所であるため「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」に基づき、目標とする子どもの姿や基本方針を具体的に掲げている。また、青木島保育所としての園目標は、保育室に掲示し、日々の保育の中で職員の振り返りよりどころになる内容として掲げている。○保護者には、クラス懇談会を通し理念・基本方針の説明文書を配布し理解周知に取り組んでいる。利用者アンケートや園だよりも記載され、理念・基本方針の理解に努めている。 ○今後、福祉サービスを提供する保育所の理念において、子どもの人権尊重・個人の尊厳に関わる姿勢が明確に示されることが望まれる。
					2	理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
					3	基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
					4	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
					5	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
					6	理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
					7	理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント			
	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	8	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○公立保育所であるため、子ども子育て支援事業計画の中で動向把握し、施設長は確認している。 ○当保育所は、市内でも人数の多い保育所であり、環境面での敷地の課題、乳幼児期の育ちの環境などを受け止め、経営課題として分析をしている。 ○保育のコスト分析などは定期的に、推移、利用率を明らかにし、長野市として分析を行っている。		
					9	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。			
					10	子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。			
					11	定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。			
				経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b)	12		経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○当保育所は、子どもの人数が多い施設であり、増築を繰り返し、子どもの安全に配慮した改善や取り組みを職員とともに検討し改善してきた。駐車場・ドライブスルー方式などの検討で混雑する公共道路利用の改善を地域住民への説明対応、水道工事等の設備、保育環境安全のための樹木伐採・せんていなど様々な環境への課題にも職員と検討し取り組んでいる。 ○職員の休暇などによる働きやすい環境作りのため、組織づくりに努めている。 ○地域のニーズに合わせた施設の増築による使いやすさの工夫と利用安全への配慮には、様々な角度から努めている。しかし、不審者侵入を含めた安全対策への取り組みや保護者への理解等、更なる課題への取り組みに期待したい。
						13		経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	
						14		経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
						15		経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	16	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○子ども・子育て支援事業計画において、5年間の計画が立てられている。幼児期・保育の充実、子育て支援の充実、専門的な支援の充実等から具体的な施策の展開を行っている。数値目標から中間見直しを行っている。	
					17	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。		
					18	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
					19	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。		
					20	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。		○単年度の事業計画は、具体的に今年の重点課題として保育の充実、運営方針、保育方針・危機管理、職員育成や働き方改善など含めた事業計画が策定されている。中期計画として「信州自然型保育」の認定を目指すことなど記載されている。
					21	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。		
					22	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。		
					23	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)	24	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○職員の自己評価により、施設の課題を確認している。事業計画は、業績評価で組織目標が設定され、年度初めに各職員の目標を作成し、施設長の間面接により実施状況を確認し、年度末に達成度を評価し事業計画の見直しをしている。	
					25	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。		
					26	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。		
					27	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。		
			28	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	3	(2)	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b)	<p>29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成する方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	○事業計画の保護者への周知は、継続入所説明会、新規入所説明会、保育参加のクラス懇談会などを利用し保護者あての「保育理念、基本方針、保育方針、事業計画」の資料を作成し説明している。今後、保育・設備・環境を含む整備など、子どもの生活に関わる主たる内容の説明の工夫が期待される。
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a)	<p>33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。</p> <p>34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。</p> <p>35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。</p> <p>36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。</p>	○第三者評価の自己評価票に基づき、課題を洗い直している。改善点を確認し、取り組みを行っている。年2回の自己評価を行い職員間で分析検討している。また、業績評価により課題を職員間で共有を図っている。 ○第三者評価を今年受審し、その結果を今後活かしていく予定である。
<p>37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</p> <p>38 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p>39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p>40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p> <p>41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</p>					○自己評価分析結果を文書として作成してある。職員会や園内研修を利用し、全員で課題を共有し共に改善に取り組んでいる。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○職員会で、「保育理念・基本方針・保育目標、事業計画について」という保護者向けの書面を職員にも示し、表明している。また、職務分掌においても文書化されている。 ○重要事項説明書においても、施設長の役割が明示されている。 ○有事の際においても危機管理マニュアルに施設長不在時の権限委任について記載がある。
					43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	
					44	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
					45	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
			遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a)	46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○施設長は、「公立保育園長の心得」、地方公務員法を研修で理解し、労働基準法は係長研修（施設長研修）で学んでいる。また、「教育・保育の手引き」が全職員に配布され、法令遵守については読み合わせなどにより理解、周知している。
					47	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
					48	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
					49	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a)	<p>50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。</p> <p>51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。</p> <p>52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p> <p>53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。</p> <p>54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。</p>	○自己評価を年2回実施することにより保育の質の課題を把握し、職員会で共有している。園内研修で保育の質について研修を開催するなどにより積極的に主任とともにやっている。
			経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	<p>55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	○入園申し込みのもと、職員の配置人数について加配職員、パート職員、嘱託職員など必要な職員人数を市に報告する。パート職員は施設で採用できる仕組みとなっており、経営改善・業務の実行に取り組んでいる。 ○労働環境に配慮した労務管理のもと時間外勤務の軽減、年休休暇、休憩時間などとりやすい環境づくりにも努めている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
	2 福祉人材の確保 ・ 育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	59	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○保育士の人材育成に関する基本方針は公立保育所であるため、長野市子育て支援計画の施策の展開として、「職員配置の充実、職員の職務能力の向上と推進、障害児の受け入れ態勢の強化」として示されている。 ○園舎は、子どもの入所希望により、増築が繰り返され、一部2階建てとなって居るため安全加配の配置、職員の働きやすい環境づくりのためパート職員の活用など具体的な計画に基づき対応している。 ○長野市保育所研修概要に基づき、初任者研修、中堅職員、リーダー職員、主任・管理職員に対する研修体系が確立している、	
					60	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。		
					61	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。		
					62	法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。		
				a)	63	法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。		○期待する職員像は階層別に「期待される職員の役割」として明記されている。 ○職員の意向・意見については、異動調査書があり、職員面談により意見・意向の確認をしている。長野市保育所研修概要には、スキル獲得のための将来を描くための状態像が明確に示されている。また、人事基準が定められ、職員の能力評価等、総合的な人事管理の仕組みを職員に周知している。
				64	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。			
				65	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。			
				66	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。			
				67	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。			
				68	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a)	<p>69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>○職員の就業状況は、施設長が労務管理責任者となり、職員の年休、時間外勤務の把握を行い毎月確認をしている。</p> <p>○働きやすい職場改善の取り組みは、今年度の目標になっており、時間外労働への取り組みのため、行事準備などが時間内に行える工夫を行っている。計画的な休暇、さらに、育児休暇取得での職員確保、4時間休憩パート、朝夕の送迎時のパートなど働きやすい環境整備に努めている。</p> <p>○労働安全委員会を毎月1回開催し、職員の心身の健康、職場の安全確保に取り組んでいる。また、施設長がメンタルヘルス研修会に参加し、コミュニケーションを大事にした職場作りに心がけている。パワーハラスメントについての研修は、園内研修で行い、保育・幼稚園課または医務室に相談窓口があることを文書で職員に傳達している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a)	<p>77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	○職階別の職員像が明らかにされ、職員一人ひとりの目標管理シートを施設の目標に沿って作成している。業績評価として中間面接を行い進捗状況の確認、年度末には面談を行い目標達成評価を行う仕組みがある。
			職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a)	<p>82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>	○保育所が目指す保育士の職員像として、長野市保育士研修概要の中に基本方針が示されている。要綱に保育士の「職階別に求められる専門性」として、専門的な知識・技術が示され、職員の教育・研修が基本方針のもと策定し実施している。 ○各研修会（補佐会、園長会、主任会、未満児担当保育士研修、障害児担当研修、給食担当者研修会など）で評価を行い次年度に生かしている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(3)	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a)	<p>87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<p>○新任職員は、長野市保育士研修要綱に沿い、一般研修として各階級別に新任教育体系がある。新規採用職員には、市の職員として自覚・能力を高める目的でステップアップノート（新規採用職場研修の日誌）により、1年間定期的に報告書を作成し、園長、主任から指導を受ける体制ができています。</p> <p>○職員の習熟度により、部会別に、研修など行っている。外部研修は、自主研修参加票に記録し、職員の意向を踏まえた研修参加ができるように配慮している。（県子育て塾、県保育大会、地域発達支援研修会、食物アレルギー研修会など）</p>
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a)	<p>92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>○実習受け入れマニュアルが作成され、保育の研修・受け入れの基本姿勢が明示されている。</p> <p>○実習マニュアルには、実習受け入れ手順とともに、実習内容により、見学、参加、指導研修としてのマニュアルの作成があり、養成校と事前打ち合わせを行い実習内容の確認をしている。</p> <p>○保育指導は、主任会で指導者研修を受けた主任が担当している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
	3 運 営 の 透 明 性 の 確 保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a)	97	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○ホームページには、園概要として、保育目標・園の特徴などが明示され、事業報告・予算概要は「広報ながの」で示されている。また、子育て事業計画など、公開保育、園事業などが掲載されている。 ○利用者アンケートが年2回あり、アンケート結果を公表している。また、第三者評価を今年度、受審し、その結果を公表する予定である。
					98	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
					99	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
					100	法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
					101	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
		公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a)	102	保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	○保育所における職務は、職員構成と職務内容として明確に提示し職員も理解している。 ○内部監査は、長野市が行い、外部監査は、長野市として外部監査が行われている。	
				103	保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。		
				104	保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。		
				105	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。		
				106	外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。		
				107	外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
	4 地域との交流 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b)	108	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○地域との関わり方の基本的な考え方は、教育・保育の基本方針として「家族や地域との連携」として示されている。また、事業計画においては、ボランティア受け入れとして、子どもが地域の様々な人と触れ合う、関わり合いが心身ともに豊かな育ちにつながることも記載されている。 ○子どもと地域の交流は、地域の公民館のフェスティバルに作品を掲示し、見学に行く、地域行事の参加に出かける、おはなしボランティアとの交流、おひさま広場の取組で地域の子もたちとの交流の場を大切にしている。 ○今後さらに、住民自治協議会など地域との連携や参加等により、保育所が地域社会の一員としての役割を果たす、また、高齢者施設での高齢者との交流など、子どもが地域で見守り育つなどの取り組みに期待したい。
					109	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
					110	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
					111	保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
					112	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
			ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b)	113	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○ボランティア実施要項が策定され、ボランティア実施マニュアルがある。実施マニュアルには学校教育に協力する基本姿勢が明記されている。また、保育体験・職場体験学習に参加への一般用、学生用などに分けた事前説明書、登録手続きなども整備されている。ボランティア活動保険の加入も行い事故発生への配慮もある。
					114	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
					115	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
					116	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
					117	学校教育への協力を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	4	(2) 関係機関との連携が確保されている。	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	<p>118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</p> <p>119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</p> <p>120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</p> <p>121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</p> <p>122 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</p> <p>123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</p>	<p>○地域の社会資源は、「青木島保育園関係一覧表」として作成し、掲示を行い、職員に周知し、日々活用している。発達支援会議、幼保小連携会議、児童相談所との支援会議など定期的な連携や会議が開催されている。</p> <p>○不適切な対応が疑われる子どもに対しては児童相談所、福祉政策課、要保護児童対策地域協議会などとの連携を行っている。</p>
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	保育所が有する機能を地域に還元している。	b)	<p>124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</p> <p>125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p> <p>126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p> <p>128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	<p>毎週地域の未就園児・保護者に園開放をして遊び援助、育児相談を年間計画に基づき行っている。</p> <p>保育所の専門性を活かして地域の子ども・保護者に呼び掛けて、看護師による「子どもの健康講座」ボランティアが行う「絵本講座」父子ふれあい事業「集まれ！イクメン」など開催して好評を得ている。</p> <p>地域の公民館事業（夏祭り、こどもフェスティバル）に参加して体操、ペープサートなどを一緒に楽しめる指導をするなど地域に向けた支援活動をしている。</p> <p>災害時に、避難所的役割を果たすことは、環境面から困難とされているが、保育所の専門性を活かした支援など地域における役割について、地域住民と共に検討されることを期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	4	(3)	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b)	<p>129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	<p>地域の保育ニーズを把握して定数増、未満児保育、延長保育の充実を図る取り組みをしている。</p> <p>入園・卒園式、運動会などの行事に議員、学校長、民生児童委員などの地域の関係者が来所された折に、保育所の状況報告をし、来賓者から地域の福祉ニーズに関する状況を聴く機会を設けている。地域の民生児童委員の方々は、時折訪問され保育所の実情を把握し、地域の状況・情報提供をされている。発達支援会議に出席するなど、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>地区公民館事業への参加、地域の畑で野菜作りを通して、ふれあい事業に参加するなどして地域で貢献している。更に地域との連携を深め協力関係の構築に期待したい。</p>
適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b)	<p>135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</p> <p>138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</p> <p>139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p> <p>140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</p>	<p>「人権マニュアル」を整備し、児童憲章、児童の権利に関する条約、保育士倫理綱領、保育所における人権などを基に園内研修を行っている。</p> <p>児童憲章、児童の権利に関する条約を保育者、保護者が読みやすいよう保育室に掲示するなど工夫している。</p> <p>保育マニュアルに保育士の望ましい態度に関して掲載、言葉のマニュアルに子どもを尊重した基本姿勢を反映した内容になっている。</p> <p>子どもがお互いに尊重する心を育てるために保育計画「人間関係」「個別配慮と共育ち」に意識的に取り組み日々確認をしている。性差に左右されることなく一人ひとりの子ども、人間であることを配慮して保育している。今後も更に子どもの最善の利益を意識的に反映した理念のもとに子どもを尊重した保育実践に期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(1)			141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	
					142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	
			子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a)	143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	<p>子どものプライバシー保護に関して、個人情報保護マニュアル、虐待に関するマニュアルに整備されている。職員は、「教育・保育の手引き」と合わせて関係するマニュアルの理解を深めるための研修を行い、規程・マニュアルに基づいた保育実践に努めている。</p> <p>プールの周りにヨシズを置く、着替え場所は、衝立などで仕切りをする等プライバシーが守られるよう配慮している。排泄援助は、言葉がけ、着替え場所などに配慮してプライバシーや尊厳が守られるよう努めている。</p> <p>感染症に感染した場合などは、個人が特定されないよう配慮をするなど、常に子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関して意識して援助している。</p> <p>不適切な事案が発生した場合は「長野市個人情報の適正な管理等に関する指針・職員の懲戒処分」に関する明示があり、職員は理解している。</p>
					144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
					145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。	
					146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
					147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。	
					148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。	
					149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a)	<p>150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p> <p>151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</p> <p>152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</p> <p>153 見学等の希望に対応している。</p> <p>154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>	<p>保育所に関する情報は、保育所の理念・基本方針、保育内容をイラストや写真で解りやすく紹介した内容をホームページに掲載する、市の幼稚園・保育園を紹介する冊子を市役所、保健センター、保育所に置いている。</p> <p>入園希望の保護者には丁寧に資料に基づいて説明をして、保育所見学を行っている。</p> <p>利用希望者に対する情報提供資料は、保護者などからの意見を反映させて、施設長会で定期的に見直しを行い現状に相応しい内容の資料を作成している。</p>
			保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a)	<p>155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</p> <p>156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</p> <p>157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</p> <p>158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</p> <p>159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</p>	<p>入園時、契約内容変更時には施設長から入園のしおり等の説明資料、重要事項説明書などにより解り易く丁寧に説明をして、保護者から同意書にて同意を得ている。</p> <p>年度替り、子どもの発達の状況により保育内容の変更、個別的な支援内容の変更などは、都度、保護者に説明をして同意を得ている。</p> <p>特に配慮が必要な保護者には、入所前面談を行い、必要に応じて子育て支援関係機関と協力しながら確認書にて確認する仕組みがある。</p>
			保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a)	<p>160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</p> <p>161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p> <p>162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>	<p>保育所の変更に関しては、保護者の同意を得て変更先保育園に保育所保育要録等の必要な情報提供を行い、保育の継続性に配慮している。</p> <p>保育所変更時の事務手続きは、市が作成している「利用のご案内」に掲載されている。</p> <p>保育所変更後の相談は、施設長となり相談などを行っている。卒園する子どもや保護者に対して「園だより」などで相談出来る内容を記載し、説明して配布している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(3) 利用者満足の上昇に努めている。	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a)	<p>163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</p> <p>164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</p> <p>167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</p> <p>168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	<p>子どもたちが満足できているか、表情、言葉、態度から汲み取るようにしている。</p> <p>保護者の満足に関するアンケートを年2回実施している。アンケート結果は、数値化し、意見を原文のまま掲載して、意見・要望等に関しては職員会で改善に向けた検討結果をまとめて保護者に報告している。</p> <p>クラス懇談会、個人面談の開催は、保護者からの意見・要望を反映して、複数日設定して参加し易い取り組みをしている。</p> <p>保護者総会、保護者役員会に施設長・主任が出席して、保護者から出された意見を職員会に報告し、出された意見から必要に応じて改善に向けた話し合いを行い保育の質の向上に向けて反映している。</p>
		(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	<p>169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p>170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</p> <p>171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p>172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</p> <p>174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>苦情解決のための体制が整備されている。苦情解決の仕組みを保護者などに解り易く図で示した苦情解決のためのポスターを玄関に掲示し、意見箱の設置をしている。匿名アンケートの実施をしている。</p> <p>重要事項説明書を用いて保護者に解り易く説明して理解を得ている。</p> <p>相談・意見・苦情受付記録を保管している。相談・意見・苦情内容の検討を行い改善策は、申し出た保護者に配慮して保護者などに伝えている。出された内容は、職員で検討して保育の質の向上に活かされている。</p> <p>民生児童委員1名が第三者委員であり、日頃から保育所に訪問して実情の把握をして相談に応じている。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもの保護者の立場に立つ苦情解決の援助のために設置され、人数は複数が望ましいとされており、今後検討されたい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(4)	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a)	<p>176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	<p>保護者がいつでも担任、施設長・主任に相談出来ることを、入園説明会、園だよりに掲載して周知している。登降園時には、施設長・主任、担当が挨拶、声掛けをするよう心掛けて相談し易い雰囲気を作っている。</p> <p>保護者から個人的に相談を希望された時は、保護者の都合に合わせている。事務室内に仕切りを作る、空いている保育室を使用するなどして落ち着いた雰囲気の中で相談ができるよう配慮している。</p>
			保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b)	<p>179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p> <p>181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>相談・意見に対して「意見（要望）への対応マニュアル」を整備している。マニュアルの内容は、施設長会で毎年見直しを行っている。</p> <p>○マニュアル等の見直しは、改訂を行った場合には改定日の記載が望まれる。</p> <p>職員は、毎日の送迎時の対話、連絡ノートなど積極的にコミュニケーションを取っている。保護者から寄せられた意見・要望について迅速に報告出来るよう努め、改善策を講じて保護者に伝える取り組みをしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b)	<p>185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<p>リスクマネジメントに関するマニュアルの整備があり、委員会の設置（スクマネージャーに施設長・委員に主任・職員全員）がされ、報告されたヒヤリハット、事故報告に基づいて検討し、子どもの安全確保のための会議が毎月開催されている。</p> <p>職員は、事故・怪我対応マニュアルや年齢別・遊び別ヒヤリハットなどで研修を重ねて事故防止に努めている。</p> <p>外部からの侵入者に備えて備品の用意、侵入者の兆候があった時には、職員に事前に知らせる工夫、警察署と日常的に連携を取るなどの取り組みを積極的に行っている。</p> <p>毎月、保育室内環境の安全点検、毎朝、遊具、保育所周辺の安全点検・確認、年1回、業者による固定遊具の点検などを行い、子どもたちの安心・安全な保育環境を提供するための取り組みを行っている。子どもたちを取り巻く様々な観点から更に見直し、安全・安心な保育が提供できる取り組みに期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	1	(5)	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a)	<p>191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>194 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p> <p>197 保護者への情報提供が適切になされている。</p>	<p>感染症対策について、施設長が責任者となり、感染症発生時は市担当保健師、保健所に報告するなどの管理体制が整備されている。感染症の予防、発生時等の対応は「保健マニュアル」が整備され、マニュアルの読み合わせ、看護師による研修会などを通して周知を図っている。発生時は、感染防止のために保育体制を区別するなど工夫した取り組みをしている。</p> <p>感染症に関する「保健マニュアル」は、定期的に見直しをして現状に即した対応となるよう努めている。</p> <p>保護者には、感染し易い疾病などの知識、予防についての内容を「保健だより」等にして配布している。</p> <p>保護者には入園時「入園のしおり」を利用して感染症に関して説明をしている。感染症が発生した場合は、マニュアルに添い対応し、保護者には、個人が特定できないよう配慮して玄関に掲示、また、オクレンジャーを利用して情報発信をして周知を図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	1	(5)	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b)	<p>198 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<p>災害時に備え、災害時における危機管理マニュアル、消防計画、洪水避難確保計画により対応方法が決められている。特に火災、地震、風水害、行方不明者など対応に関して解り易くマニュアル化して職員に周知している。</p> <p>園舎は耐震診断を受け、災害の影響が把握され改修工事が優先的に行われるよう対策が講じられている。</p> <p>子ども・職員は毎月災害想定を変えて避難訓練を実施している。「災害時引き渡し表」に基づいて保護者への引き渡し訓練を年1回実施され、職員は、非常時参集メールによる訓練を行っている。</p> <p>飲料水、アルファ米、シート、玩具、紙おむつなどの備蓄品を一か所に収納するスペースの確保が困難なために屋外のボックス、事務室、給食室、保育室などに分散保管している。備蓄品リストの見直しをしている。</p> <p>消防計画に従い、地区消防署の指導のもとで、災害時総合避難訓練に参加している。避難先は、隣接の小学校に決められており、日常的に連携を図っている。あらゆる災害を想定して、備蓄品に関する検討、地域との連携など更なる取り組みに期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a)	203	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	<p>子どもの最善の利益、子どもを尊重、プライバシー保護に関わる姿勢を明示した内容の未満児保育・幼児保育マニュアルが作成され、標準的な実施方法が文書化されている。</p> <p>標準的な実施方法に関して、年度初めの職員会で読み合わせをして確認している。マニュアルは、各クラスに置き、保育士が常に確認できるよう各保育室に置いている。臨時職員には、「保育・教育の手引き」を用いて主任保育士が説明し、各クラスでは担当保育士が都度説明している。</p> <p>保育指導案を通して保育実践の評価を行い、標準的な実施方法の評価を職員、主任、施設長が行っている。</p> <p>子ども一人ひとりの個性を尊重し、ペースに合わせて、休息、食事、午睡、集団遊びの参加などは、柔軟に対応している。</p>
					204	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
					205	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
					206	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
					207	標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。	
			標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	208	保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	<p>保育の標準的な実施方法に関して、保育実践を通して職員や保護者からの見直しを必要とする意見を集約して年度末に施設長会議で検討して、担当課長補佐会議に提案する仕組みがある。</p> <p>見直しされた保育の標準的な実施方法は、実践を通して職員会議等で評価して施設長会議で再度検討されている。</p>
					209	保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。	
					210	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	
					211	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a)	<p>212 指導計画策定の責任者を設置している。</p> <p>213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p>214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</p> <p>215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</p> <p>216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</p> <p>217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</p> <p>218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</p> <p>219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</p>	<p>指導計画の策定責任者は施設長となり、アセスメントに基づき全体的な計画に添い、指導計画策定をしている。</p> <p>個別懇談会、送迎時などに子ども・保護者の意向の確認をする、各領域の発達状況からアセスメントをする手法を取っている。保健師、栄養士、福祉政策課等の職員が参加してアセスメントに関する協議を必要に応じて行っている。指導計画作成は、発達支援機関、保健師、栄養士、調理員等の専門的立場からの意見を反映させた内容になっている。</p> <p>子どもの育ち、保育士の保育の振り返りを行い、翌月の指導計画に反映させている。</p> <p>配慮を要する子どもの対応を検討し、保護者の同意を得て発達支援機関などの専門機関と連携して、助言・指導を受けて指導計画に反映している。</p>
			定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a)	<p>220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</p> <p>221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</p> <p>222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</p> <p>223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</p> <p>224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</p>	<p>年間指導計画は、4期に分けて評価を行い、保護者と個人面談を通して意向の確認をして個別指導計画に反映している。個別保育、月案・週案・日案の自己評価は、施設長・主任が確認し、次の指導計画に反映している。</p> <p>見直した指導計画は、未満児会、幼児会、職員会に提出して検討され周知が図られている。</p> <p>指導計画の見直し・評価にあたり、子ども・保護者のニーズなど標準的な実施方法に反映している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	<p>225 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p>226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p>227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p>228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p>229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</p>	<p>子どもの発達・生活状況などは、保育所が定めた様式に記録している。記録に差異が生じないように記録用紙の記載方法をマニュアル化している。施設長・主任は記録の内容を確認して必要に応じて助言・指導をしている。</p> <p>保育所内の情報、専門指導機関、事業者等の外部からの情報などは、毎週行われる職員会議などを通して関係職員に周知が図られている。</p>
			子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	<p>230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</p> <p>231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</p> <p>232 記録管理の責任者が設置されている。</p> <p>233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</p> <p>234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p> <p>235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</p>	<p>記録の保管方法、保存期限は、「ファイル基準表」に定めている。情報開示に関しては、「開示情報マニュアル」に添い慎重に対応している。</p> <p>個人情報保護は、個人情報保護マニュアルに定められ、事務室（パソコン管理含む）、保育室及び保育環境、子ども・保護者に対して留意事項に添い職員は理解して対応している。</p> <p>記録管理責任者は施設長となり、年度はじめには記録管理について個人情報保護の観点から研修を行い周知を図っている。</p> <p>保護者には、個人情報に関して年度毎に入園・継続入園説明会で施設長が説明をして、個々に確認した内容を個人情報承諾書にて確認している。</p>